

お知らせ

5月25日(日)は春の「環境美化の日」

とき 5月25日(日)午前10時～午後5時
◎秋は11月9日(日)に実施します。
実施方法 居住地周辺の道路・公園・水路等のごみを、燃やせるごみ・燃やさないごみ(プラスチック・ペットボトルを含む)・びん・かんに分別して指定集積所へ

◎「環境美化の日」に集められるプラスチック(ペットボトルを含む)は、道路や水路等に散乱している汚れたごみのため、この日に限り、燃やさないごみとして分別します。
回収 午前10時から市の収集車などが回収を始めます。

◎当日は、ごみ収集日ではありません。不要な粗大ごみ(自転車・バイク・家具等)は出さないでください。
問い合わせ 生活環境課(☎29998-9370・FAX29998-9195)

選挙管理委員を選任

委員の任期満了に伴う選挙が平成20年所沢市議会第1回定例会で行われ、次の方が選任されました。

- 委員長 井関雅晴 (敬称略)
 - 職務代理者 永峰勝子
 - 委員 松岡幸雄
 - 委員 小暮博文
- 問い合わせ 所沢市選挙管理委員会事務局(☎29998-9259・FAX29998-9137)

市民課窓口の本人確認が法律上のルールになりました

5月1日から法改正により、本人確認が義務付けられました。住民票の写し、戸籍謄抄本等の申請、転入・転出等の届け出、婚姻・離婚等の戸籍の届け出(一部を除く)の際は、

運転免許証等により本人確認をさせていただきます。
本人以外の方が窓口に来られる場合には、委任状が必要となる場合があります。委任状をお持ちでない場合は、申請をお断りすることもあります。

◎詳細は市ホームページ「市民課窓口」で検索)でご案内しています。
問い合わせ 市民課(☎29998-9087・FAX29995-3190)

行政相談のお知らせ

国などの行政機関に対する苦情や要望について、相談を受け付けます。

■特設行政相談
とき 5月23日(金)午前10時～午後3時、午後1時～3時30分
ところ 市役所1階・市民ホール
◎先着順に相談を受け付けます。
■定例行政相談
総務大臣が委嘱した行政相談委員は次の方で、定例的に相談をお受けしています。(敬称略)

- 河本令子
 - 池田美知子
 - 川野当子
 - 田代宇悦
 - 越後部芳加
 - 増田敏郎
- とき 毎週金曜日
ところ 市役所1階・市民相談課
受付時間 午後1時～3時30分
問い合わせ 市民相談課(☎29998-9092・FAX29998-9041)

人権相談のお知らせ

学校や職場、身のまわりにあるさまざまな差別や人権に関する相談を無料でお受けします。秘密は厳守します。お気軽にお越しください。

■特設人権相談
とき 5月13日(火)午前10時～午後3時、午後1時～3時30分
ところ 市役所1階・市民相談課
◎先着順に相談を受け付けます。
相談員 人権擁護委員

■定例人権相談
法務大臣が委嘱した人権擁護委員は次の方で、市役所で定例的に相

姉妹都市間学生交流事業・派遣高校生。学生と高校生受け入れ家庭を募集

本年の姉妹都市間学生交流事業は、アメリカ合衆国ディケイター市へ当市から6人(高校生)を派遣し同市から6人(高校生)を受け入れます。また、大韓民国安養市へ当市から4人(高校生および大学生/短大生を含む)を派遣し同市から4人(高校生)を受け入れます。



派遣高校生募集

■アメリカ合衆国へ派遣
訪問都市 ディケイター市(イリノイ州)
期間 7月24日(木)～8月7日(木)
参加費 1人約11万円
■大韓民国へ派遣
訪問都市 安養市(京畿道)

期間 8月1日(金)～7日(木)
参加費 1人約4万円
【共通事項】
応募資格 次のすべてを満たす方
談をお受けしています。(敬称略)

問い合わせ 収税課(☎29998-9073・FAX29998-9409)

閉庁後の入退庁者名簿への記名

4月1日から市役所では、閉庁後および祝休日の入退庁者(職員、市民、業者を含む全ての来庁者)について庁舎管理の面から「入退庁者名簿」への記名をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

実施時間帯 ▼平日：午後7時～翌午前7時30分 ▼土・日曜日：午後7時～翌午前8時30分 ▼祝休日：終日
問い合わせ 管財課(☎29998-9053・FAX29998-9056)

市税の休日・夜間納税窓口を開設

とき ▼夜間：5月1日(木)、2日(金)、28日(水)、29日(木)、30日(金)、6月2日(月)／午後5時～8時 ▼休日：5月25日(日)／午前8時30分～午後5時
ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

いて」の考えを所定の原稿用紙3枚に自筆した作文と保護者の承諾書を5月14日(水)までに同課へ持参
◎応募用紙・保護者の承諾書・原稿用紙は、市ホームページ「学生交流事業」で検索)からも入手できます。
■安養市からの受け入れ
期間 8月1日(金)～7日(木)(7日間)
応募条件 市内で親子等が同居する家庭で、安養市の高校生1人または2人1組を、全日程にわたり交流・宿泊させることができる家庭
面接 5月18日(日)・市役所
◎時間は応募時に指定します。
事前研修 出発前に2回程度実施
◎帰国後、体験に基づく報告書を出していただきます。

高校生受け入れ家庭募集

■ディケイター市からの受け入れ
期間 7月24日(木)～8月6日(水)全日程14日間/期間を前・後期に分け、受け入れ家庭を移動)
応募条件 市内で親子等が同居する家庭で、ディケイター市の高校生1人または2人1組を、前期7日間・後期7日間のいずれか交流・宿泊させることができる家庭
面接 5月18日(日)・市役所
◎時間は応募時に指定します。
事前研修 出発前に2回程度実施
◎帰国後、体験に基づく報告書を出していただきます。

使用の問題・就業にかかわる疑問や直面している問題等
対象 勤労者、事業主等
相談員 社会保険労務士
◎予約制です(当日予約可)。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。
申し込み・問い合わせ 5月1日(木)から商工労政課(☎29998-9155・FAX29998-9162)へ電話

国民年金保険料の学生納付特例

本人の所得が一定額以下の場合、申請をして承認されれば、在学中の国民年金保険料をあとで納めることができる制度です。手続きには年金手帳、学生証、印鑑(代理人による申請の場合)をお持ちください。
なお、今年度から社会保険庁の指定を受けた大学等が申請を代行できるようにになりました。指定の有無は大学等で確認してください。
◎申請は年度ごとに必要です。
問い合わせ 国保年金課(☎29998-9095・FAX29998-9061)

労働相談のお知らせ

■一般労働相談
とき 5月14日(水)／午後4時～8時(最終相談：午後7時)
ところ 市役所2階204会議室
内容 就業規則・賃金・解雇・労